

介護ロボット導入支援事業補助金交付のご案内

青森県社会福祉協議会では、介護サービス事業所で働く方の負担軽減や定着のための介護環境改善を目的として、介護ロボットを導入する施設に補助金を交付いたします。



まずはお気軽に
ご相談ください！



※移乗、移動、見守り、排泄、入浴分野の介護ロボットが対象です。

対象ロボットについては青森県社協ウェブサイトから一例が見られますのでご参考ください。なお、あくまで一例であり限定されるものではありませんので、詳しくはお問い合わせください（問い合わせ先は裏面参照）

補助金交付の内容

【対 象】青森県内の介護サービス事業者

【補助額】＊購入の場合：1 機器につき導入経費の 1 / 2（上限額 10 万円）

＊レンタル・リースの場合（原則 3 年以上の契約が対象）：当該年度の料金の総額（上限額 10 万円）

【1 回あたりの限度台数】＊施設・居住系サービス・・・利用定員数の 1 / 10 台

例：定員 100 人の場合 10 台まで

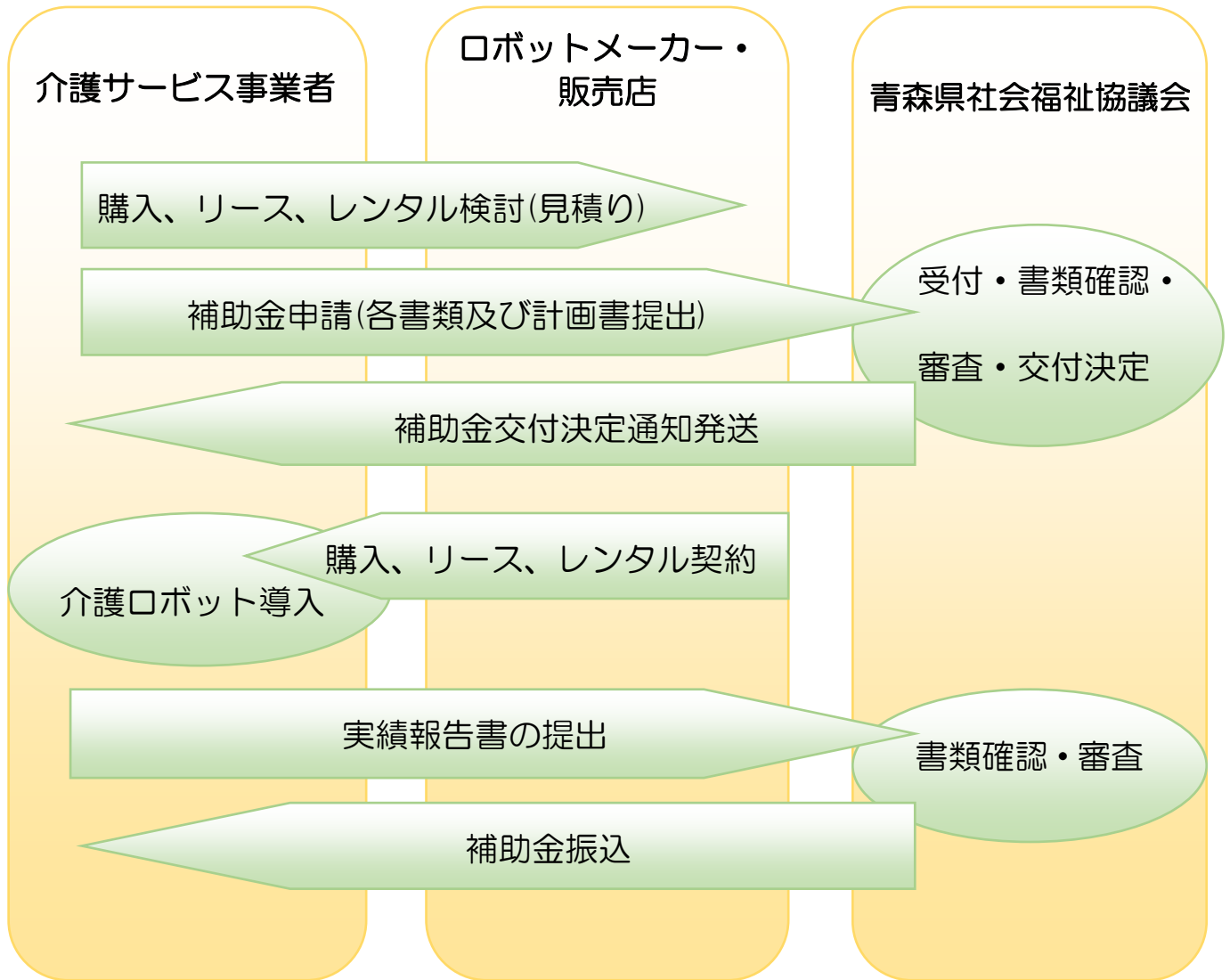
＊在宅系サービス・・・利用定員数の 1 / 20 台

例：定員 100 人の場合 5 台まで

【補助対象から除くもの】交付決定前に購入またはリース・レンタル契約をしたもの、消費税及び地方消費税

※介護ロボット導入による結果（効果）は、平成 29 年度に県内のモデル事業所による取り組みとして発表する予定です。

補助金申請から交付の流れ



申請の流れ

ステップ1 導入ロボットの決定、見積り

青森県社協ウェブサイト内のリンク等から導入ロボットを決定し、ロボットメーカー・販売店から見積りを取る

ステップ2 申請書類の作成、提出

青森県社協ウェブサイトから申請書類をダウンロードし、必要事項を記入、添付書類等と合わせて提出→青森県社協で受付、書類確認後補助金交付を決定

ステップ3 購入、リース、レンタル契約

ロボットメーカーまたは販売会社と契約
※交付決定前に契約締結したものは補助対象外となります。

お問い合わせ先

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 福祉人材課 青森県介護実習・普及センター
住所 〒030-0822 青森県青森市中央3丁目20-30(県民福祉プラザ2階)
電話 017-774-3234 FAX 017-774-3235

青森県社協ウェブサイト <http://aosyakyō.or.jp/> 県民の皆様へ→介護実習・普及センター